

資料第2号

文京区規則第四十二号

文京区奨学資金に関する条例施行規則

文京区奨学資金に関する条例施行規則（昭和四十年四月文京区規則第二十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、文京区奨学資金に関する条例（平成二十九年十一月文京区条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（対象者）

第三条 条例第二条第三号に規定する要件の基準は、同居している保護者が、文京区就学援助費補助要綱（二〇一〇年六月三十日文教教學第六百七十号）第二条第二号に規定する準要保護者であることとする。

（給付の申請）

第四条 条例第四条の規定による申請は、文京区奨学資金給付申請書（別記様式第一号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、入学許可書又は合格証明書の写しを添えて行わなければならない。

2 申請書の提出は、あらかじめ区長が定める期間内に行わなければならない。

（給付決定の通知）

第五条 区長は、条例第五条の規定による奨学金の給付の決定の通知は、文京区奨学資金給付決定通知書（別記様式第二号）により行う。

2 区長は、奨学金の給付をしないことに決定したときは、その旨を奨学金の給付を受けようとする者に通知する。

(届出事項)

第六条 前条第一項の規定による通知を受けた者は、申請書に記載した進学先の高等学校等から交付を受けた在学証明又は生徒手帳の写しを、区長に提出しなければならない。

(委任)

第七条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区奨学資金給付申請書

文京区長 殿

年 月 日

奨学資金の給付について、以下のとおり申請します。

なお、同種の奨学資金の給付を他から受けていないことを誓約します。

申請者について

申請者	片仮名		住所	〒	
	氏名				
	生年月日	年 月 日	電話		
	卒業予定の中学校		学校名：		
	進学先の高等学校等		1、私立 2、国公立 学校名：		

申請理由及び高等学校等に進学するに当たっての決意・意欲（200字以内自由記述）

資格について（以下の1又は2のいずれか該当する方に記入）

1 文京区就学援助費補助を受給している世帯

この奨学資金の申請に当たり、文京区就学援助費補助の受給の有無を文京区長が確認することに同意します。

保護者氏名

2 文京区就学援助費補助を受給していない世帯

この奨学資金の申請に当たり、資格の有無を確認するため、住民基本台帳、課税台帳及び生活保護受給台帳を文京区長が確認することに同意します。

世 帯 員 全 員	氏名	生年月日	続柄
		年 月 日	世帯主

振込先金融機関について

振込先	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 店	口座番号（普通口座）					
	口座名義人（片仮名）							
金融機関コード		支店コード						

別記様式第2号（第5条関係）

文 第 号
年 月 日

様

文京区長

印

文京区奨学資金給付決定通知書

申請のあった文京区奨学資金について、下記のとおり給付を決定しましたので、通知します。

記

1 給付決定額

金 _____ 円

文京区奨学資金に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
(趣旨) 第一条 この規則は、文京区奨学資金に関する条例（平成二十九年十二月文京区条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第一条 この規則は、文京区奨学資金に関する条例（昭和四十年三月文京区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
(定義) 第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。	
(対象者) 第三条 条例第二条第三号に規定する要件の基準は、同居している保護者が、文京区就学援助費補助要綱（二十文教教學第六百七十号）第二条第一号に規定する準要保護者であることとする。	
(給付の申請) 第四条 条例第四条の規定による申請は、文京区奨学資金給付申請書（別記様式第一号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、入学許可書又は合格証明書の写しを添えて行わなければならない。 2 申請書の提出は、あらかじめ区長が定める期間内に行わなければならない。	(貸付申請書の提出) 第二条 条例第五条に規定する貸付申請書は、別に定める様式により連帯保証人連署の上、申請者が在学し、又は卒業した学校の長の推薦を経て区長に提出しなければならない。
(給付決定の通知) 第五条 区長は、条例第五条の規定による奨学金の給付の決定の通知は、文京区奨学資金給付決定通知書（別記様式第二号）により行う。 2 区長は、奨学金の給付をしないことに決定したときは、その旨を奨学金の給付を受けようとする者に通知する。	
(届出事項) 第六条 前条第一項の規定による通知を受けた者は、申請書に記載した進学先の高等学校等から交付を受けた在学証明又は生徒手帳の写しを、区長に提出しなければならない。	

第三～十三条 削除

(連帯保証人)

第三条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、保護者及び次の各号の要件を備えた者を連帯保証人としなければならない。

- 一 東京都、茨城県、埼玉県、千葉県又は神奈川県の区域内に一年以上引き続き居住している者であること。
 - 二 一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいること。
 - 三 この奨学金につき他に保証していないこと。
- 2 前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、区長が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができます。

(奨学生の決定基準)

第四条 条例第六条の規定による奨学生の決定に当たつては、次の基準によらなければならない。

- 一 家計状態 学資が家計から全く得られないか、又は一部しか得られないこと。
 - 二 人物 修学の意欲が旺盛であり、将来有用な社会人としての資質を備えていること。
- 2 区長は、前項各号の状態を調査するため必要な書類の提出を求めることができる。

(成績表の提出)

第五条 奨学生は、毎年度末に学業成績表を区長に提出しなければならない。

(届出の義務)

第六条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連帯保証人と連署し、事実の発生した日から七日以内に区長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病などのために届け出ることができない場合は、保護者又は連帯保証人から届け出なければならない。

- 一 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - 二 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動のあつたとき。
- 2 奨学生であつた者が奨学金償還完了前に前項第二号に該当するときは前項に準じて届け出なければならない。

(特例措置についての申請)

第七条 条例第四条ただし書による貸付期間の延長その他条例に定める特例措置の適用を受けようとする者は、連帯保証人連署の上、理由を付して、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請について必要があると認めるときは、その事実を証する書類を提出させることができる。

(借用証書の提出)

第八条 奨学生の貸付けが終了し、又は条例第八条第二項の規定により奨学生の貸付けを廃止されたときは、奨学生は、保護者及び連帯保証人と連署の上、別に定める様式による奨学生借用証書を区長に提出しなければならない。

(死亡の届出)

第九条 奨学生が死亡したときは、保護者又は連帯保証人は、戸籍抄本を添えて直ちに区長に届け出なければならない。

2 奨学生であつた者が奨学生償還完了前に死亡したときは、前項に準じて届け出なければならない。

(選考委員会)

第十条 選考委員会は、次に掲げる者のうちから区長が任命し、又は委嘱する委員で組織する。

- 一 教育委員会事務局職員 三人以内
- 二 区長事務部局職員 二人以内
- 三 区立学校長 四人以内

(任期)

第十二条 前条に規定する委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第十三条 選考委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(運営)

第十三条 選考委員会は、区長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 この規則に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は委員長が会議に諮つて決定する。

(委任)

第七条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

(委任)

第十四条 奨学金の貸付け及び償還等について、この規則に定めてないこと及び様式は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。